

# はじめに

## 1. 策定の背景及び目的

近年、社会の成熟化が進む中で、人口減少社会の到来、少子高齢化及び人々の価値観の多様化が進みました。さらに、市民生活を取り巻く環境が変化し、地震対策をはじめ防災意識や環境問題への関心は高まりをみせています。同時に、個人のライフスタイルも多様化しており、居住ニーズについても多様化・高度化がより一層進んでいます。

このような中、平成18年6月に、国民の豊かな住生活の実現に向けて住生活基本法が制定され、平成23年3月に改正されました。これにより、従来の右肩上がりの社会経済を背景とした住宅の量の確保を主眼とする住宅政策から、住宅の質を向上し、将来世代へ良質なストックを継承していくことに転換が図られ、安全・安心で豊かな住生活の実現を目指す方向が示されています。

豊川市は、宝飯郡4町との合併が平成22年2月に完了し、新たな住まい・まちづくりを総合的に進めていくことが求められています。

このため、地域の特性や住宅事情を反映した住宅施策の総合的な推進に向けて、市民や事業者と協働しながら取り組む指針となる豊川市住宅マスタープランを策定するものです。

## 2. 策定方針

豊川市住宅マスタープランの策定に際しては、都市形成の歴史や自然、地形、文化、交通条件などを考慮し、豊川らしい計画づくりを目指しました。

### (1) 実現性のある施策を明らかにしています

施策の検討に当たっては、庁内が連携して住まい・まちづくりを進めるために、実現性のある施策を検討しました。さらに、東日本大震災などの大規模地震の教訓を踏まえて、東海・東南海・南海地震に備えるために重点プログラム「災害にも安心プログラム」を掲げています。

### (2) 少子高齢社会に必要な居住政策を明らかにしています

住宅マスタープランの施策分野としては、少子高齢化に伴い求められる居住政策の視点から、関連する施策を幅広く示しています。

### (3) 協働による住まい・まちづくりを目指したものにしています

これからの住まい・まちづくりは、市民と事業者の努力がますます必要になります。このため、市民・事業者・行政が、適切に役割を分担して効果的に取り組みを進めるものとします。

### 3. 計画策定の流れ

